

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領

30 生 畜 第 1874 号
平成 31 年 4 月 1 日
農林水産省生産局長通知

第 1 趣旨

畜産生産力・生産体制強化対策事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たっては、畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1582 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容等

実施要綱第 2 の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める本事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

- 1 家畜能力等向上強化推進
別紙 1 のとおりとする。
- 2 繁殖肥育一貫経営等育成支援
別紙 2 のとおりとする。
- 3 草地生産性向上対策
 - （1）リスク分散型草地改良推進
別紙 3 のとおりとする。
 - （2）飼料作物優良品種利用推進
別紙 4 のとおりとする。
- 4 飼料生産利用体系高効率化対策
 - （1）飼料生産組織高効率化対策
別紙 5 のとおりとする。
 - （2）肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）
別紙 6 のとおりとする。
- 5 国産飼料資源生産利用拡大対策
 - （1）未利用資源活用対策
別紙 7 のとおりとする。
 - （2）国産濃厚飼料生産利用推進
別紙 8 のとおりとする。
 - （3）肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型）
別紙 9 のとおりとする。

第3 事業実施の手続

- 1 実施要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施計画は、別記様式1号にそれぞれ別紙1から別紙9までに定める様式等を添付の上、生産局長又は地方農政局長（都府県にあっては事業実施主体の所在地を管轄する地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）へ提出して、その承認を受けるものとする。
- 2 実施要綱第3の2の生産局長が定める事業実施計画の重要な変更は、次の（1）から（5）までに掲げる変更とし、事業実施主体は、重要な変更を行おうとする場合には、1に定める事業実施計画変更承認申請書（別記様式2号）により1の規定に準じて生産局長又は地方農政局長の承認を受けるものとする。
 - （1）本事業の中止又は廃止
 - （2）事業実施主体の変更
 - （3）事業実施地区の変更
 - （4）総事業費の30%を超える増額又は国庫補助金の増額
 - （5）総事業費又は国庫補助金の30%を超える減額

第4 事業実施状況の報告

実施要綱第4の1の生産局長が別に定める事業実施状況の報告は、別記様式3号にそれぞれ別紙1から別紙9までに定める様式等を添付の上、それぞれの別紙で定める期日までに生産局長又は地方農政局長へ提出するものとする。

第5 事業の評価等

- 1 実施要綱第5の1の生産局長が別に定める事業評価の報告は、別記様式4号にそれぞれ別紙1から別紙9までに定める様式を添付の上、それぞれの別紙で定める期日までに生産局長又は地方農政局長へ提出するものとする。
- 2 生産局長又は地方農政局長は、1の事業評価の報告を受けた場合には、その内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断される場合は、事業実施主体に対して必要な指導等を行い、改善計画を提出させるものとする。
- 3 2の改善計画の報告を受けた場合には、成果目標が達成されるよう指導等を行うものとする。ただし、事業実施主体が、自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合、あるいは社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難な事態が生じていると判断される場合は、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。
- 4 3により事業実施主体から提出のあった改善計画の評価については、1及び2に準じて行う。

第6 助成の対象

実施要綱第6の生産局長が別に定める助成の対象となる経費は、事業実施にかかる経

費のうち、別表に該当するもの及び第２の事業ごとにそれぞれ別紙１から別紙９に定めたとおりとする。

第７ 不正行為に対する措置

生産局長及び地方農政局長は、事業実施主体が本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正又はその疑いの行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第８ その他

本事業を実施する場合には、生産局長又は地方農政局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1874 号）

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
 - （１）畜産生産能力・体制強化推進事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2467 号農林水産省生産局長通知）
 - （２）草地生産性向上対策事業実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 1977 号農林水産省生産局長通知）
 - （３）国産飼料増産対策事業実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4390 号農林水産省生産局長通知）
 - （４）エコフィード増産対策事業実施要領（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 生畜第 2396 号農林水産省生産局長通知）
 - （５）畜産競争力強化対策民間団体事業実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 1996 号農林水産省生産局長通知）
- 3 2 に掲げる通知によって平成 30 年度までに実施したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（共通経費）

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上。該当する設備備品を 1 社又は 2 社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料にかかる経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

		内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品(3万円未満のものに限る。) ・CD-ROM等の記録媒体(3万円未満のものに限る。) ・試験等に用いる器具等(3万円未満のものに限る)	
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費(ただし、基本料金は除く。)	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業	・委託を行うに当たっては、第三

		の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費	試験・分析費	事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

別記様式 1 号（第 3 の 1 関係）

年 月 日

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）畜産生産力・生産体制強化対策事業
事業実施計画の承認申請書

農林水産省生産局長 殿

〇〇農政局長 殿
北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

畜産生産力・生産体制強化対策事業について、下記の事業を実施したいので、畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1874 号農林水産省生産局長通知）第 3 の 1 に基づき承認申請します。

記

1 事業実施計画の承認申請を行う事業

〇〇〇

（注） 実施要綱別表の「事業内容」を記載すること。

2 添付書類

〇〇〇

〇〇〇

（注） 実施要領第 2 の 1 から 5 までの事業ごとに、それぞれ別紙 1 から別紙 9 までに定める様式（事業実施計画書）、資料等を添付すること。

なお、農林水産省生産局長が別に定める公募要領による応募書の提出時に添付した書類（事業実施計画書を除く。）のうち、変更がないものについては、添付を省略することができる。

別記様式2号（第3の2関係）

年 月 日

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）畜産生産力・生産体制強化対策事業
事業実施計画変更承認申請書

農林水産省生産局長 殿

〇〇農政局長 殿
北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

畜産生産力・生産体制強化対策事業について、下記のとおり変更したいので、畜産生産力・生産体制強化事業実施要領（平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知）第3の2に基づき申請します。

記

1 変更する内容

2 変更する理由

3 添付書類

〇〇〇

（注） 実施要領第2の1から5までの事業ごとに、それぞれ別紙1から別紙9までに定める様式（変更箇所を二重線で抹消して、その下段に変更後の内容を記載した変更後の事業実施計画書）、資料等を添付すること。

別記様式3号（第4関係）

年 月 日

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）畜産生産力・生産体制強化対策事業
実施状況報告書

農林水産省生産局長 殿

〇〇農政局長 殿

北海道においては北海道農政事務所長

沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名

代表者氏名

印

畜産生産力・生産体制強化事業実施要領（平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知）第4に基づき、別添のとおり、事業の実施状況を報告します。

（注） 実施要領第2の1から5までの事業ごとに、それぞれ別紙1から別紙9までに定める様式（実施状況報告）、資料等を添付すること。

別記様式4号（第5の1関係）

年 月 日

平成〇〇年（西暦〇〇年）度 畜産生産力・生産体制強化対策事業
事業評価報告書

農林水産省生産局長 殿

〔 〇〇農政局長 殿
北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知）第5に基づき、別添のとおり、事業の評価を報告します。

（注） 実施要領第2の1から5までの事業ごとに、それぞれ別紙1から別紙9までに定める様式（事業評価報告書）、資料等を添付すること。